

吸収分割に係る事前開示書面
(会社法 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2021 年 9 月 15 日
株式会社レグス

2021年9月15日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都港区南青山二丁目26番1号
株式会社レグス
代表取締役社長 内川 淳一郎

当社は、株式会社レグス分割準備会社（以下、「分割準備会社」といいます。）との間で、2021年8月25日付で分割準備会社を承継会社、当社を分割会社とする吸収分割契約を締結いたしました。よって、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条の定めに従い、下記のとおり吸収分割契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

1. 吸収分割契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 吸収分割の対価の相当性に関する事項

(1) 交付する株式数に関する事項

本件分割に際して、分割準備会社は普通株式34,000株を発行し、その総数を当社に対して割当て交付します。

分割準備会社は当社の100%子会社であり、本件分割に際して分割準備会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、両社で協議の上、割当株式数を決定しており、相当であると判断いたしました。

(2) 資本金及び準備金の額に関する事項

本件分割により分割準備会社が増加する資本金及び準備金等の額は次のとおりであり、本件分割後における分割準備会社の事業内容及び当社から承継する資産及び負債に照らして相当な額であると判断いたしました。

- | | |
|------------|-------------------------|
| ① 資本金 | 340,000,000 円 |
| ② 資本準備金 | 0 円 |
| ③ その他資本剰余金 | 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額 |

3. 承継会社に関する事項

(1) 承継会社の成立の日における貸借対照表

分割準備会社の成立の日における貸借対照表は別紙2のとおりです。

- (2) 承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

4. 分割会社に関する事項

- (1) 分割会社の最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

5. 分割の効力発生日以後における分割会社の債務または承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

当社及び分割準備会社ともに、本件分割後の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれており、本件分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は想定されていないことから、本件分割後における当社及び分割準備会社の債務の履行の見込みについては、問題ないと判断しております。

以上



吸収分割契約書

株式会社レグス（以下「甲」という）と、株式会社レグス分割準備会社（以下「乙」という）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（本吸収分割）

甲は、本契約に定めるところに従い、効力発生日（第6条に定義する。）をもって、その経営するマーケティングサービス事業（以下「本件事業」という）に関して有する第3条第1項に定める権利義務を、吸収分割（以下「本吸収分割」という）により乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

本吸収分割の当事会社の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 甲：吸収分割会社

商号 株式会社レグス

（効力発生日付で、「株式会社CLホールディングス」に商号変更予定。）

住所 東京都港区南青山二丁目26番1号

(2) 乙：吸収分割承継会社

商号 株式会社レグス分割準備会社

（効力発生日付で、「株式会社レグス」に商号変更予定。）

住所 東京都港区南青山二丁目26番1号

第3条（承継する権利義務に関する事項）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、負債、その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という）は、別紙「承継対象権利義務明細表」に記載のとおりとする。
2. 承継対象権利義務のうち、甲から乙に対する債務の承継は、重疊的債務引受の方法による。なお、当該債務の最終的な負担者は乙とする。

第4条（本吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、効力発生日において普通株式を34,000株発行し、その全てを、本吸収分割により甲から承継する権利義務に代えて、甲に割り当てる。

第5条（乙の資本金及び準備金等の額）

本吸収分割により、乙が増加すべき資本金及び準備金等の額は下記のとおりとする。

- (1) 資本金 340,000,000円
- (2) 資本準備金 0円
- (3) その他資本剰余金 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額

第6条（効力発生日）

効力発生日は、2022年1月1日とする。

第7条（株主総会承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、株主総会における本契約の承認その他本吸収分割に必要な事項に関する決議を求める。

第8条（競業避止義務）

甲は、効力発生日後においても、本件事業について競業避止義務を負わない。

第9条（分割条件の変更及び分割契約の解除）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変更が生じたとき又は生じる虞がある場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は生じる虞がある場合、その他本契約の目的の達成が困難となり又は困難となる虞がある場合は、甲乙協議の上、本吸収分割の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、株主総会での承認が得られないとき、法令に基づき要求される関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第11条（本契約書に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上定める。

本契約締結の証として本契約書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を保有し、乙が写しを保有する。

2021年8月25日

甲 東京都港区南青山二丁目26番1号
株式会社レッグス
代表取締役 内川 淳一郎



乙 東京都港区南青山二丁目26番1号
株式会社レッグス分割準備会社
代表取締役 内川 淳一郎



別紙

承継対象権利義務明細表

本吸収分割により乙が甲から承継する権利義務は、効力発生日において本件事業に属する次に記載する資産、負債、契約その他の権利義務とする。ただし、甲乙間で別段の合意がなされたものを除く。なお、承継する権利義務等のうち資産及び負債については、2021年12月31日の終了時点の貸借対照表その他同時点現在の計算を基礎として確定する。

1. 承継する資産

本件事業に属する以下の資産

(1) 流動資産

効力発生日における本件事業に係る流動資産。ただし、効力発生日の前日までに生じた売掛金、受取手形等は甲に帰属し、効力発生日以後に生じた売掛金、受取手形等は乙に帰属する。

(2) 固定資産

効力発生日における本件事業に係る固定資産。

2. 承継する負債

本件事業に属する以下の負債

(1) 流動負債

効力発生日における本件事業に係る流動負債。ただし、効力発生日の前日までに生じた買掛金等は甲に帰属し、効力発生日以後に生じた買掛金等は乙に帰属する。

(2) 固定負債

効力発生日における本件事業に係る固定負債。

3. 承継する契約（雇用契約を除く。）

本件事業に属する基本取引契約、秘密保持・個人情報保護に関する契約、その他本件事業のみに属する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、本社建物の不動産賃貸借契約及びこれに付随する契約は除く。

4. 承継する雇用契約

本吸収分割の効力発生日において本件事業に属する従業員との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、管理本部、経営企画本部、DX戦略本部、内部監査室等の従業員を除く。なお、勤続年数は通算する。

5. 承継するその他の権利義務等

(1) 知的財産

意匠権、商標権、著作権その他知的財産権は承継しないものとし、乙が本件事業に使用するものについては、別途協議の上、甲が乙に使用許諾する。

(2) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

6. その他

承継する権利義務のうち、本契約締結後に法令その他の規制上承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲又は乙において想定外の出捐を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議の上、合意により、承継対象権利義務を変更することができる。

以 上



(単位：百万円)

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預金	10	資本金	10
資産合計	10	負債・純資産の部	10